

特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

| | |
|------------------|------|
| 平成 27 年 10 月 5 日 | 策定 |
| 平成 28 年 1 月 4 日 | 一部改正 |
| 平成 30 年 8 月 8 日 | 一部改正 |
| 令和 3 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 令和 4 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 令和 5 年 12 月 25 日 | 一部改正 |

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

富士見市では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び「富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成 27 年条例第 41 号。以下「番号条例」という。）に定められた事務において個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（法令遵守）

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等^{（注）}を遵守する。

（注）法令等には次のものを含む。

- ・番号法
- ・番号条例
- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 26 号）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和 4 年個人情報保護委員会告示第 1 号）
- ・富士見市情報セキュリティポリシー基本方針（平成 15 年策

定)

- ・富士見市情報セキュリティポリシー対策基準（平成15年策定）
- ・富士見市文書管理規則（平成14年規則第27号）
- ・富士見市文書管理規程（平成14年訓令第8号）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

（安全管理措置）

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

（適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止）

特定個人情報等は、番号法及び番号条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用し、収集し、保管し、及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。

（委託・再委託）

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等に基づき自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

（継続的改善）

特定個人情報等の取り扱いに関する管理規程等の安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3 問合せ先：富士見市役所 代表電話番号 049-251-2711

- ・個人番号制度全般に関すること ICT推進課
- ・個人情報に関すること 総務課
- ・通知カード及び個人番号カードに関すること 市民課